

2014年5月14日

船曳鴻紅様

朝日新聞出版アエラ編集部
編集長 浜田敬子

前略

平素よりお世話になっております。

AERA4月14日発売号の「子育て小国を生きる」特集の記事につきまして抗議のメールをいただきました。アエラ編集部として改めて回答を差し上げます。

今回、私どもは、保育園の少なさ、子育て夫婦に対する無理解、教育費の高さなど、日本の子育てを阻む様々な障壁を取り上げ、どうしたらもっと子育てしやすい社会にできるのか考えていくという特集を組みました。その取材過程で、池田山で起きている保育園反対運動を知り、船曳様をはじめ、夢工房理事長、品川区保育課、区内の保育園児の母親などからお話を伺い、記事にまとめました。

働きながら育児をしている夫婦にとって、保育園に入れるかどうかは死活問題です。多くの待機児童がいる現在、一カ所でも多くの保育園ができることは切実な要望になっています。そうしたなか、保育園建設に反対の声が上がるということは、理由はどうあれ、子育て夫婦にとっては大きな打撃であると言わざるを得ないと思います。

今回の反対運動に関しまして、弊誌記者は船曳様に、「夢工房でなければ、あの地に保育園を建てることに賛成なのですか」と何度も質問し、「保育園がたつこと自体に反対」との回答を得ており、その記録は取材メモに残っています。

私どもの記事につきまして、色々のご指摘をいただきましたが、そもそも記事にまとめるということは、集めたデータを必要性や重要性に応じて取捨選択して構成することであり、話に聞いた内容をそのまま書き写すことではありません。ましてや事前に記事のストーリーを決めて、取材データを恣意的に当てはめることもしておりません。今回の記事もそのようにして作成しており、内容についてはすべて取材メモに基づいております。

肩書きにつきましてもご指摘がありましたが、取材時にいただいた名刺に「東京デザインセンター代表取締役社長」とあったこと、取材の最初に「社長です」とおっしゃったことから、そのように表記いたしました。

また、事前連絡につきましては、取材時に掲載日などはお知らせしており、「確認したいことが出てきたら連絡します」と申し上げたものです。

以上、ご理解くださるようお願いいたします。

早々

平成26年6月9日

〒104-8011

東京都中央区築地5-3-2

朝日新聞出版アエラ編集部

編集長 浜田 敬子 殿

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-1-7

NBF日比谷ビル16階

さくら共同法律事務所

電話 03-5511-4400

FAX 03-5511-4411

船曳鴻紅代理人

弁護士 西 村 國 彦

ご 通 知

AERA平成26年4月14日発売号の「子育て小国を生きる」特集記事について、2回にわたる船曳の抗議に対し、本年5月14日付けで回答をいただきました。

その要旨は、

- 1 日本の子育てを阻む障害をとりあげ、もっと子育てしやすい社会を考える特集取材過程で池田山の運動を知った。
- 2 働きながら育児をする夫婦にとって、保育園建設反対は、理由はどうあれ大きな打撃と言わざるを得ない。
- 3 記者は、船曳から「保育園がたつこと自体に反対」との回答を得て取材メモに残した。
- 4 記事にまとめることは、取材データを取捨選択することだ。
- 5 記事内容はすべて取材メモに基づいている。

のようであります。

しかしながら、上記反論はまったく説得力がありません。

第1に端的に述べるなら、一定の「偏見」を持たれた記者の方が、取材メモを勝手に創作（もしくは操作）して恣意的にその内容を取捨選択し自らの「偏見」に沿って書かれた記事が正当化されてしまうような、おそまつな反論になっています。朝日新聞系雑誌であり過去において輝かしい実績を積み上げてきたジャーナリズムであるアエラ編集長とは考えられないご回答であります。

その意味で、船曳本人の主張を謙虚に検討されず、恣意的に取材記者の「偏見」に従い当方の意見の一部を意図的に切り取って記事にした悪質な記事といわざるを得ません。その理由は、取材された記者の方にお渡しした反対運動の過程で地域に配布したビラや現地で多数確認できる夢工房保育園建設反対運動のスローガンなどからしても裏付けられます。

その詳細は次のとおりです。

(1) 黄色の垂れ幕にある文言について

既にお送りしてある複数の写真からわかるとおり、これらの垂れ幕を見て、何故に「保育園建設反対」「税金のムダ遣い！！」の文言のみが、ここから切り取られるのでしょうか。通常の判断力のある方であれば、これは一般的に保育園建設に反対しているのではなく、夢工房の保育園計画に反対しているのだと理解できるはずですが。

(2) 要望書の内容について

区長、都知事への要望書には「1日4回の送迎の時間帯は、自転車、ベビーカー、車、通勤の人たち、散歩の人たち（ペット連れ含む）が、これらの坂道を行き交うこととなります」とあります。それを「ペットを散歩させる高齢者が危険にさらされる」と書くのは誤りです。

次に「池田山は高齢者が多いが乳幼児は少なく保育園のニーズはない」は、要望書では「地域のニーズに反する定員96名という大規模保育所」となっており、不正確です。ところで地域ニーズに反するとは、品川区は何ら池田山界隈の待機児童数などの実態調査を行わず、知る努力をしていないからでしょう。それは夢工房の黒石理事長自身が認めているところです。

(3) 記事中の括弧書きの船曳の発言について

まず「住民エゴだという人もいるが」は、船曳がその後「住民エゴという言葉は本来使うべきではない。それはエゴと罵って相手方の言論を封じる手法だ」と続けたのを、記者はまったく無視されています。

さらに「私たちはこの閑静な環境のために高額な固定資産税や相続税を納め

ている」のくだりは、要望書の中の「固定資産税、相続税が一段と高く設定されている土地でありながら、その「閑静さ」を奪う保育所事業が、都・区によって認可される」を引用しているものと思われます。しかし船曳が申しあげたのは、「反対する人の多くが住民税や消費税について納得したい、国のあり方としておかしいという意識だ」です。

そして最後の「高齢者の避難に手一杯で、子どもまで助けられない。無責任に受け入れることはできません」の箇所は、ジャーナリズムとして到底許されない、偏見に満ちた記載です。夢工房経営の保育所では、保育士は生活経験の浅い 20 代の方がほとんどです。人数も限られるその方達だけで、はたして乳幼児を守りきることができるでしょうか。当然近隣住民の手助けが必要となるはずです。そのときのためにどのような対策を考えるのか、夢工房も品川区も何も示さないまま、認可保育所として開園するのは無責任だと船曳は申しあげたはずです。

これらをきちんと確認していただければ、池田山の保育園建設反対運動は、決して保育園一般を否定するものでないことは明白です。その建設場所と事業主夢工房にターゲットを絞って運動が形成されてきたことは、誰が見てもわかることです。因みに某テレビ局は、保育所建設反対活動を取りあげる番組の中で池田山を取材することは取りやめました。それは反対理由が単なる生活公害ではないことを知り、そのことを紹介するのに十分な放映時間が割けないと判断されたからです。ごく真っ当な対応と思います。

第 2 に、貴社記事によって、当方に多大な損害が発生しております。貴社の心無い記事がジャパントイムズに転載されたり、ツイッターや SNS など当方の評価を低下させるような悪意ある書き込みを誘発させるなど、早期に実績あるジャーナリズムとして誤った記事による悪影響を正す処置が緊急に必要です。前述のように、船曳の言葉はことごとく組み替えられ、独自のストーリーとなっています。船曳個人だけでなく、夢工房への反対活動を共にされる方々にも、中傷が及ぶ可能性があります。また今更のごとく曾野綾子氏の寄稿文を持ち出して、意図的に高齢者対子育てママの対立を煽ったのだとしたら犯罪的です。

現実に、関連投稿サイトの中でヘイトスピーチともとれるコメントが数多く見られたり、野次馬のごとく池田山を訪問する者が現れたり、池田山町会内の夢工房推進派の方に記事が利用されるような状況が出来しています。

<http://dot.asahi.com/aera/2014041400034.html>

投稿者

「これほどまで老醜という言葉がピッタリな連中が居るだろうか。この老人達が要介護になったとき、誰がその介護をすると思ってるんだらうか。ペットの散歩ぐらいしかやることなく、何ら社会に対して生産性のあることをしない老人に対して税金を払うほうが余程無駄遣いではないか。後の世代にツケばかり回して、その上こんな身勝手な言い分をしているようじゃあ、今の老人はちっとも尊敬などできない。この老人たちは、何のために消費税率が上げられたかを理解しているのか。現役世代にとっては本当に大きなツケになった。このような老人たちは社会にとってこれ以上ないお荷物だ。自分たちさえ良ければそれで良いという考えをするようでは社会の癌だ。この社会は今の老人たちに贅沢な暮らしを保証するためにあるのではない。ツケを払ってから死んで欲しいものだ。」

このたびの夢工房保育所計画反対運動は、夢工房の高額な不動産投資に対して、誰もが不審に思うことから始まりました。10億円(推定)の土地に4億円以上(推定)かけて建物を建てるのであれば、その前に保育士の方々の給与を上げるべきです。今、決定的に足りないゼロ歳から2歳までの乳幼児の保育のためには、同じ予算で交通至便な場所にもっと多くの保育施設を設けるべきではないでしょうか。

第3に、5月に結成された池田山住環境協議会はより広く世の中に今回の保育園反対運動を知っていただくため、協議会のHPを立ち上げていきます。貴社が、この間の悪意ある記事について、早期にその記事による弊害を取り除くことをしないのであれば、協議会はこの間の事実経過を貴社が悪意をもって誤解を招く記事を恣意的に掲載したことを含めHPに公開する用意があることを警告します。

以上のような貴社の本件記事は、船曳および池田山住環境協議会の構成員ならびに反対署名をしていただいた1633名を超える東京都民を中心とした多数市民に対し、虚偽の事実を摘示して彼ら彼女らの社会的評価が害される危険を生じさせており、「人の名誉を公然と指摘して毀損する」という名誉毀損罪の構成要件に該当する疑いが極めて濃いものであるということを付言いたします。

以上